



総務省

新たなユニバーサルサービス制度について

令和 8 年 10 月 15 日

総務省
基盤整備促進課

1 検討の背景（令和7年法改正等）

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ユニバーサルサービス政策委員会
（第41回、令和7年7月18日）

「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方の検討」より

諮問理由

- 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）により創設された**基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度**は、平成19年1月から電話のユニバーサルサービス交付金制度の運用を開始し、それ以降、社会経済情勢や技術革新などの環境変化を捉え、総務省において、累次の審議会答申等を踏まえて、**適時適切にその在り方を見直している**。
- 本年2月の情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申（令和7年2月3日。以下「最終答申」という。）では、モバイル網を活用したサービスの登場等により複数の電気通信事業者による効率的な提供が可能となっていること等を踏まえ、**モバイル網を活用した電話・ブロードバンドに係るサービスを新たにユニバーサルサービスに位置付けるとともに、複数の電気通信事業者が連携してユニバーサルサービスの提供を確保する最終保障提供責務を導入することが適当とされた**。
- これを踏まえ、**最終保障提供責務の導入**や、これに伴う**ユニバーサルサービス交付金**（以下単に「交付金」という。）**制度の見直し、新たな利用者保護規律の導入**等を盛り込んだ**電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律**（令和7年法律第46号。以下「令和7年改正法」という。）が、本年5月に公布された。これらの新たな制度の導入等に向け、必要な事項について検討を加える必要がある。
- このほか、ユニバーサルサービスの在り方を巡っては、**電話のユニバーサルサービスについては、令和7年度以降の交付金の算定方法や災害時用公衆電話に対する補填の開始に関する事項や額の算定方法について検討を加える必要がある**。また、**ブロードバンドのユニバーサルサービスについては、電気通信事業法の一部を改正する法律**（令和4年法律第70号。以下「令和4年改正法」という。）附則第6条の規定等に基づき**施行後3年の施行状況やその導入時等に継続検討が適当とされた事項**について検討を加える必要がある。
- こうした諸般のユニバーサルサービス制度を取り巻く状況等を踏まえ、今般、これらの事項について検討を行うため、諮問するものである。

答申を希望する事項

1. 最終保障提供責務の導入等に向けて検討が必要な事項

- (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い
- (2) 最終保障提供責務の履行の在り方
- (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方
- (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

2. 電話のユニバーサルサービス制度に関する事項

- (1) 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法
- (2) 災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項及び具体的な補填額の算定方法

3. ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する事項

- (1) 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等の検討に関する事項

4. その他必要と考えられる事項

答申を希望する時期

- | | |
|--|-----------|
| ■ 最終保障提供責務の導入等に向けて速やかに対応が必要なもの | 2026年1月目途 |
| ■ 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法、災害時用公衆電話の補填に係るもの | 2026年3月目途 |
| ■ 最終保障提供責務の導入等に向けて対応が必要なもの | 2026年9月目途 |
| ■ 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等に関するもの | 2027年3月目途 |

- 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ユニバーサルサービス政策委員会において調査検討。

情報通信審議会

電気通信事業政策部会

ユニバーサルサービス政策委員会

(主査)	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
(主査代理)	高橋 賢	横浜国立大学 大学院 国際社会科学研究院 教授
(委員)	岡田 羊祐	成城大学 社会イノベーション学部 教授
	藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレスコミュニケーション研究センター 教授
(専門委員)	春日 教測	東洋大学 経済学部 教授
	鎌田 裕美	一橋大学 大学院経営管理研究科 教授
	砂田 薫	国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク

電話のユニバーサルサービス (第一号基礎的電気通信役務)

固定電話 
公衆電話 
緊急通報 

[ワイヤレス固定電話含む。] [第一種公衆電話及び災害時用公衆電話] (110,118,119)

 ※携帯電話等は、ユニバーサルサービスではない。

- 契約約款の届出義務
- 役務提供義務
- 技術基準適合維持義務

携帯電話事業者 
 固定電話事業者 
 IP電話事業者 

第一種適格電気通信事業者
NTT東日本及びNTT西日本を指定

63.7億円
(令和6年度認可)

NTT持株、NTT東日本、NTT西日本

※サービス提供は、NTT東日本、NTT西日本が実施

該当するサービス

ユニバ提供事業者に対する業務規律

負担事業者

支援対象事業者

交付金

ユニバ提供の責務

ブロードバンドのユニバーサルサービス (第二号基礎的電気通信役務)

ブロードバンドサービス

(FTTH、CATVインターネット(HFC方式)、ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)※)



※固定通信サービス向けに専用の無線回線(例：地域BWAやローカル5G)を用いて提供するもの。

- 契約約款の届出義務※1, ※2
 - 役務提供義務
 - 技術基準適合維持義務
- ※1 契約数が30万を超える事業者
 ※2 特段の合意がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可能

固定ブロードバンドサービス事業者 
 モバイルブロードバンドサービス事業者 

第二種適格電気通信事業者
NTT東日本、NTT西日本及びZTVを指定

令和8年度までに交付金の運用を開始する
新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版
(令和6年6月21日 閣議決定)

なし

1. ユニバーサルサービスの確保の在り方

- 誰もが取り残されずに「ブロードバンド」が利用できる環境を整備
- メタル回線の縮退を見据えて「電話」が全国であまねく利用できる環境を効率的に確保

2. 公正競争の確保の在り方

- 技術の進展等を踏まえてNTT東西の経営の自由度を向上（業務範囲）
- 我が国の通信全体を支えるNTTの通信インフラの適切な設置・維持を確保等

3. 国際競争力の強化の在り方

- グローバル市場の獲得に向けた官民による戦略的・総合的な取組

4. 経済安全保障の確保の在り方

- 外資総量規制と個別投資審査の両輪によるNTTの経営から外国の影響力を排除

5. NTTに関する担保措置等の在り方

- NTTの業務・責務の適切な履行を担保

最終答申 ユニバーサルサービスの確保の在り方①

－ 誰もが取り残されずに「ブロードバンド」が利用できる環境を整備－

- ブロードバンドは、デジタル社会の基幹インフラ。誰もが利用できる環境を確保するため、「**未整備地域**（約5万世帯）の**解消**」と「**公設光ファイバ**（501市町村・約150万世帯以上）の**民設移行の促進**」が課題。
- この解決には、「整備費」への予算補助、「維持費」への交付金（関係事業者が負担金を拠出）の補填等はあるが、**電話と異なり、提供者がいない地域でブロードバンドを提供する責務を担う者がいない状況**。
- また、**不採算地域の効率的なカバー**には、有線（光ファイバ）だけでなく、**無線**（モバイル網）の**積極的な活用**が必要。

取組の方向性

- 固定ブロードバンドが、**全国あまねく利用できる環境を整備**するため、**以下の取組**を行うことが適当。
 - ① 各地域で複数事業者がサービス提供している状況等を踏まえ、ブロードバンドを提供する責務として、**最終保障提供責務**（他事業者が提供していない地域において利用希望者に対し提供する責務）を**新設**する（※）。

※ 当該責務の履行に係る費用を補填するため、交付金制度の見直しを行う。
 - ② 最終保障提供責務の担い手は、**適格電気通信事業者**（申請により指定を受けて交付金を受ける者）**がいる地域では適格電気通信事業者とし、適格電気通信事業者がいない地域ではNTT東西とする**。
 - ③ 責務の担い手が、局舎の貸出し等の**協力を求めた場合は、近隣の事業者には、その協議に応じる義務**を課す。
 - ④ 無線による効率的なカバーを可能とするため、（混雑による品質低下の懸念が少ない）**不採算地域等**に限り、**モバイル網による固定ブロードバンド**（ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型））を**ユニバーサルサービスに追加**する。
 - ⑤ 料金の低廉性確保のため、**都市部以外では、都市部を上回る料金の設定を原則禁止**する。

ーメタル回線の縮退も見据えて「電話」が全国あまねく利用できる環境を効率的に確保ー

- NTT東西のメタル回線設備は2035年頃に維持限界の見込み。メタル回線による固定電話(メタル固定電話)の契約数は減少傾向にあるが、当面は相当数残存(2030年:約730万)するため、既存利用者を保護しつつ、円滑な移行促進が必要。
- 計画的移行は当面しないため、利用者減で収入は減少する一方、設備費は大きく変わらず、今後、NTT東西の赤字は拡大見込み。交付金肥大化による国民負担の増加を回避するため、無線の活用等による効率的な提供も必要。
- また、利用実態等を踏まえ、居住地域での携帯電話をユニバーサルサービスに位置付けるかどうかも論点。

取組の方向性

- 固定電話全体の契約数は5千万件超。引き続き固定電話のあまねく提供を効率的に確保するとともに、メタル固定電話の利用者の移行先を拡大し、メタル回線設備の円滑な縮退を図る観点から、以下の取組を行うことが適当。
 - ① 無線による効率的な提供と既存利用者の移行先を確保するため、モバイル網固定電話(モバイル網による固定電話)をユニバーサルサービスに追加する。
 - ② ①により、固定電話の提供者に携帯電話事業者も加わり、複数事業者が連携した効率的なエリアカバーが可能となるため、電話のあまねく提供責務(他事業者の提供地域でも提供責務を負う)は、最終保障提供責務に見直す。
 - ③ 責務の担い手、近隣事業者の協議応諾義務、料金規制はブロードバンドの場合と同様とする。なお、利用者保護のため、メタル固定電話の利用者の残存区域では、NTT東西の業務区域の縮小は制限する。
 - ④ NTTは、メタル回線設備の移行計画を早急に策定し、総務省は、関係者の意見等を聴きながら検証する。
- 携帯電話をユニバーサルサービスとすることは、各社が自主的に整備を進める中でその経営状況に鑑みると交付金での補填に理解が得られにくく、技術的課題もあること等から、今後の技術の進展等を踏まえ、継続検討が適当。

ユニバーサルサービスについて他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障
電気通信事業者について規定するほか、NTT東西の業務の範囲を見直す等の措置を講ずる。

1. ユニバーサルサービスの確保

- NTTの電話のあまねく提供義務を見直し、電話・ブロードバンドともに、複数事業者が連携して全国をカバーする最終保障提供義務※を設ける。

※責務の担い手は、適格電気通信事業者（申請により指定を受けて交付金を受ける者）がいる地域では適格電気通信事業者、
適格電気通信事業者がいない地域ではNTT東西

（あまねく提供義務：他事業者の提供地域を含め、全国あまねく提供する責務
最終保障提供義務：誰も提供していない地域でのみ、提供する責務）

2. NTT東西の業務範囲規律の見直し

- NTT東西の県域業務規制（本来業務を県内通信を扱う業務に限定）は撤廃するなど、業務範囲の規制を緩和する。

3. 通信インフラの維持・確保

- NTT東西の線路敷設基盤（電柱・管路等）の譲渡等を認可対象とする。
- インフラシェアリング事業者※について、適正・公平な利用等を担保した上で、公益事業特権（土地等の使用に係る権利）を付与する。

※基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者に貸し出す事業を行う者

4. 電気通信番号制度の見直し

- 番号使用計画の認定の欠格事由に特殊詐欺犯（詐欺罪等）を追加する。

等

I 最終保障電気通信事業者に関する規定の整備

- ① 複数の電気通信事業者によりユニバーサルサービスのあまなく日本全国における提供を確保するため、NTTの電話のあまなく提供責務は見直し、電話・ブロードバンドともに、提供者がいない地域に限り責務を負う**最終保障提供責務**を設ける。
- ② **最終保障提供責務の担い手**（最終保障電気通信事業者）は、**適格電気通信事業者がいる地域は適格電気通信事業者、それ以外の地域はNTT東西とする。**
- ③ 最終保障提供責務の円滑な履行に資するため、**基礎的電気通信役務台帳**や、その提供の求めがあった場所（提供場所）に**提供者がいるかどうかの確認**（役務提供確認）の**手続等**を整備する。
- ④ 最終保障提供責務に基づくユニバーサルサービス（最終保障電気通信役務）の円滑な提供のため、**近隣の電気通信事業者は、局舎の貸出し等の必要な協力をしなければならないこととし、その協議に応じる義務を課す。**

II 交付金制度に関する規定の整備

- ① **最終保障電気通信役務の提供**について、**交付金により必要な支援**を行うこととする。
※このため、適格電気通信事業者がいない地域におけるNTT東西による最終保障提供責務に係る交付金について、総務大臣の確認制度を設ける。
- ② **電話の交付金制度**について、**複数の適格電気通信事業者が担当支援区域の指定を受ける制度へと変更する等、交付金制度に関し、最終保障提供責務の導入等に伴い必要な規定を整備する。**

III 利用者保護等に関する規定の整備

- ① 電気通信事業者の撤退による利用者の不測の事態を回避し、利用者の利益を保護するため、ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等について、**利用者への事前周知の義務**を課す。
- ② ユニバーサルサービスの料金の低廉性確保のため、**地方における都市部より高い料金設定を原則禁止**する。また、電話について、多様な条件による提供を可能とするため、**相対契約を解禁**する。

電話のユニバーサルサービス (第一号基礎的電気通信役務)

固定
電話



公衆
電話



緊急
通報



〔ワイヤレス固定電話 及び
モバイル網固定電話 含む〕 〔第一種公衆電話及び
災害時用公衆電話〕 (110,118,119)



※携帯電話等は、ユニバーサルサービスではない。

● 契約約款の届出義務※

(地方における都市部より高い料金設定の原則禁止)

● 役務提供義務

● 技術基準適合維持義務

※ 特段の合意がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可

第一種適格電気通信事業者 (担当支援区域)

NTT東西 (担当支援区域以外の場合)

63.7億円 (令和6年度認可)

携帯電話
事業者



固定電話
事業者



IP電話
事業者



● 担当支援区域：第一種適格電気通信事業者

● 担当支援区域以外の区域：NTT東西

ブロードバンドのユニバーサルサービス (第二号基礎的電気通信役務)

ブロードバンドサービス

(FTTH、CATVインターネット(HFC方式)、
ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)※1、
ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)※2)



※1 固定通信サービス向けに専用の無線回線

(例：地域BWAやローカル5G) を用いて提供するもの。

※2 携帯電話サービス向けの無線回線を用いて提供するもの。

● 契約約款の届出義務※1, ※2

(地方における都市部より高い料金設定の原則禁止)

● 役務提供義務

● 技術基準適合維持義務

※1 契約数が30万を超える事業者

※2 特段の合意がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可

第二種適格電気通信事業者 (担当支援区域)

NTT東西 (担当支援区域以外の場合)

令和8年度までに交付金の運用を開始

固定ブロードバンド
サービス事業者



モバイルブロードバンド
サービス事業者



● 担当支援区域：第二種適格電気通信事業者

● 担当支援区域以外の区域：NTT東西

該当する
サービス

ユニバ提供
事業者に
対する
業務規律

支援対象
事業者

交付金
(現行制度)

負担
事業者
(現行制度)

最終保障
提供責務

1. (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- ① ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い
- ② ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い
- ③ ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱い
- ④ 関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

1. (2) 最終保障提供責務の履行の在り方

- ① 基礎的電気通信役務の区分、基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項
- ② 最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項
- ③ 最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項
- ④ 近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項

1. (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

- ① ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出に関する事項
- ② 地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項

1. (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

- ① 最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方
- ② 最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直し
- ③ 最終保障提供責務の導入等に伴うブロードバンドの交付金制度の見直し

- 「令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方」答申（令和7年4月）において、**令和7年度以降における電話の交付金の算定方法の在り方について検討を進めることとされている。**
- 「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」答申（令和4年9月）において、第一種公衆電話の設置に係る補填額の差額が撤去費用を上回ることとなった場合に、**災害時用公衆電話への補填を開始すること及び補填額の算定方法について検討を行うべきである**とされている。

2. （1）令和7年度以降の電話の交付金の算定方法

- ① 令和7年度以降における電話の交付金の算定方法

2. （2）災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項及び具体的な補填額の算定方法

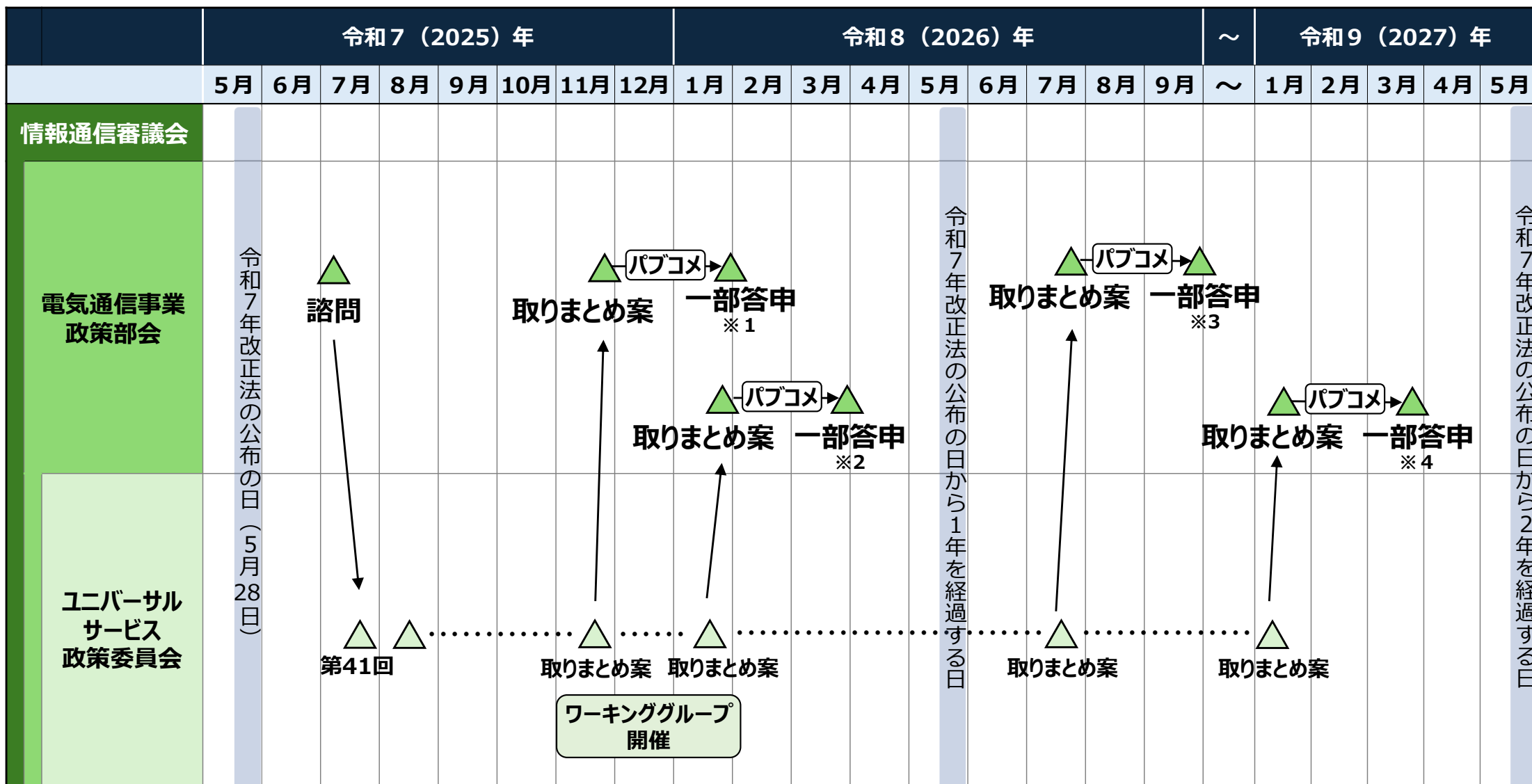
- ① 災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項
- ② 災害時用公衆電話の具体的な補填額の算定方法

3. ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する事項

- 令和4年改正法附則において、**施行後3年**（令和8年6月）を経過した場合において、改正後の**施行状況について検討**を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。
- 「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申（令和6年3月）において、**引き続き検討・見直しを行うことが適当とされた事項等について、今後更に必要な議論を進め、深めることが適当**とされている。

3. （1）令和4年改正法の施行後3年の施行状況等の検討に関する事項

- ① 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等の検討に関する事項
- ② ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の導入時等に継続検討が適当とされた事項



※1 最終保障提供責務の導入等に向けて速やかに対応が必要なもの

2026年1月目途

※2 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法、災害時用公衆電話の補填の開始に係るもの

2026年3月目途

※3 最終保障提供責務の導入等に向けて対応が必要なもの

2026年9月目途

※4 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等に関するもの

2027年3月目途

■ 最終答申の内容

- メタル固定電話は、2030年頃でも多数の利用者（約730万）の残存が見込まれるため、既存利用者保護の観点から、当面は**固定電話の単体利用をユニバーサルサービスとして保障**することが適当。
- **固定電話の確保**には、効率化やメタル設備の縮退促進等の観点から、**モバイル網の更なる活用が必要。ワイヤレス固定電話**については、**提供地域を不採算地域に限定する規律を緩和**し、**モバイル網固定電話**については、効率的な提供の確保のため、一定の技術基準を検討した上で、**ユニバーサルサービスに位置付ける**ことが適当※。
- ※ 「緊急通報時に、住所情報、通報者が使用する0ABJ番号及び氏名が通知される機能」が、普及段階に実装が確実に実現するように検討を進めることが適当。
- **ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）**は、無線の積極的活用によりブロードバンドの効率的な提供を図るため、**ユニバーサルサービスに位置付ける**ことが適当だが、時間と場所により品質が安定しない場合があるため、混雑が生じにくく、かつ、効率的な提供の確保の必要性が高い**未整備地域等に限定**することが適当。

主な検討事項

- ① **ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い**
 - ワイヤレス固定電話の提供地域を限定する規律の緩和の在り方
- ② **ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い**
 - モバイル網固定電話の技術基準の在り方
- ③ **ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱い**
 - サービスの性質を踏まえたユニバーサルサービスとしての範囲の在り方
- ④ **関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い**
 - 卸電気通信役務による提供の場合の扱い、NTT東西の自己設置要件の扱い
 - ブロードバンドの交付金制度の「一者以下要件」における扱い、交付金の算定における扱い

- モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けるに当たり、以下の基本的な考え方を踏まえ、技術基準の具体的な検討を進めることとしてはどうか。

1. 従来、電話のユニバーサルサービスとして、NTT東西にあまねく日本全国における提供を確保することが義務付けられてきた**メタル固定電話**については、現在、その**契約数が減少し続けており**、また、その提供に用いられる**メタル回線設備が2035年頃に維持限界**を迎え、縮退が予定されている。このため、残存する**メタル固定電話の利用者の移行先を確保することが必要**となり、その**移行先としては**、メタル固定電話を提供できない場合の代替手段であり、同等の品質等を有する**光回線電話**や**ワイヤレス固定電話**がその候補となり得る。
2. 他方、電話のサービスを巡っては、携帯電話や通話アプリなどの普及に見られるように、ユニバーサルサービスとして利用が保障されるアナログ固定電話よりも、**低廉な料金のサービスの利用が進み、その品質や機能が広く国民に受容**されているところであり、従来の**メタル固定電話並のサービス水準の維持は必要不可欠とまでは捉えられていない**と考えられる。
3. こうした中、「**モバイル網固定電話**」は、MNOがモバイル網を利用した比較的**低廉な固定的な電話サービス**であり、現行制度ではその技術基準は存在せずその品質や機能についてはメタル固定電話とは差異があるものの、**通常の利用に支障を来さないものとして広く国民に受容**されているものであることに鑑み、情報通信審議会において、メタル回線設備の縮退後の移行先の1つとして、**ユニバーサルサービスに位置付けることが適当と整理**されたものである。
4. 今後、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスとして位置付けるに当たっては個別に技術基準を策定する必要があるが、その際、メタル固定電話や携帯電話などの技術基準や緊急通報として求めている基準等も参照しながらも、
 - ①従来の**メタル固定電話並のサービス水準が必要不可欠なものとして受け止められていない**ことや、
 - ②本サービスが各社の創意工夫によって**比較的低廉に既に提供されているサービス**であること、さらには、
 - ③緊急通報受理機関側の事情等も勘案し、ユニバーサルサービスとしての三要件である**不可欠性、低廉性及び利用可能性にも沿った技術基準となるよう検討を進める必要**がある。
5. なお、類似の携帯電話網を利用するワイヤレス固定電話については、当初、本サービスは不採算地域におけるメタル固定電話の代替手段として認められたものであり、技術基準もその前提で策定されたものであるところ、今後も引き続きNTT東西によってワイヤレス固定電話が提供されることや、同者から技術基準の見直しの要望がないことも踏まえ、その技術基準の維持について確認することが適当である。

■ 最終答申の内容

- **電話及びブロードバンド**について、「複数の事業者が連携してエリアカバーすること」を前提とする**最終保障提供責務**を導入することが適当。
- **最終保障提供責務**について、**適格電気通信事業者がいる地域では適格電気通信事業者が担い、適格電気通信事業者がいない地域ではNTTが担うことが適当。**
- 最終保障提供責務を担う者が、その**責務の履行の可否を確認できるようにするため**、他事業者の協力を得ながら、**他事業者の業務区域や役務提供義務の有無等を確認できる仕組みを設けることが適当。**
- 最終保障提供責務の迅速かつ円滑な履行を図るため、責務を担う事業者が、設備の貸出し等について近隣の事業者に必要な協力を求めた場合は、**当該近隣事業者には、その協議に応じる義務を課することが適当。**

■ 令和7年改正法による改正の内容

【最終保障提供責務の創設】

- 複数の電気通信事業者によりユニバーサルサービスのあまねく日本全国における提供を確保するため、NTTの**電話のあまねく提供責務は見直し、電話・ブロードバンドともに、ユニバーサルサービスの提供の求めがあった場合において、その提供の求めがあった場所（提供場所）において当該ユニバーサルサービスと同一の区分のユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者（区域内電気通信事業者）がいないときに提供の義務を負う最終保障提供責務を設ける。**
- 最終保障提供責務の担い手（最終保障電気通信事業者）は、**適格電気通信事業者がいる地域は適格電気通信事業者、それ以外の地域はNTT東西とする。**

【最終保障提供責務の円滑な履行に係る手続等】

- 最終保障提供責務の円滑な履行に資するため、**基礎的電気通信役務台帳**や、その提供の求めがあった場所（提供場所）に**区域内電気通信事業者がいるかどうかの確認（役務提供確認）の手続等を整備する。**

- 具体的には、以下の規定を整備する。

- ① 総務大臣は、**基礎的電気通信役務の区分ごと、地域単位区域**（全国を一定の地域の単位に分けた区域をいう。以下同じ。）ごとに、提供場所が所在する区域を**業務区域に含む電気通信事業者**（区域内電気通信事業者）を記載した**基礎的電気通信役務台帳を作成・公表**する。
- ② **最終保障電気通信事業者**は、ユニバーサルサービスの提供の求めがあった場合において、**基礎的電気通信役務台帳に区域内電気通信事業者が記載されているか否かを確認し、記載されていることを確認したときは、速やかに、記載がある全ての区域内電気通信事業者に対し、役務提供確認をしなければならない。**
- ③ **区域内電気通信事業者**は、速やかに、提供の求めがあったユニバーサルサービスと同一の区分のユニバーサルサービスを**提供するか否かについて回答**しなければならない。

※区域内電気通信事業者は、**正当な理由がない限り、ユニバーサルサービスの提供をしなければならない。**

- ④ **最終保障電気通信事業者**は、全ての区域内電気通信事業者から回答を受けたときは、速やかに、**ユニバーサルサービスを提供する者等**を提供の求めをした者に通知しなければならない。

※最終保障電気通信事業者は、**特にやむを得ない理由がない限り、ユニバーサルサービスの提供をしなければならない。**

【最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項】

- 最終保障提供責務に基づくユニバーサルサービス（最終保障電気通信役務）の提供は、通常のサービスの提供とはその手続等が異なることを踏まえ、利用者の利益の保護のため、**最終保障電気通信事業者は、最終保障電気通信役務の提供の終了の手続等について、契約約款に適正かつ明確に定めなければならないこととする。**

【近隣電気通信事業者の協力義務】

- 最終保障電気通信役務の円滑な提供のため、近隣電気通信事業者は、**局舎の貸出し等の必要な協力をしなければならない**、最終保障電気通信事業者から必要な協力に関する協定等の締結に関する**協議の申し入れ**があったときは、**正当な理由がある場合を除き、その協議に応じなければならないこととする。**
- 当該協定等の締結に関し、**協議開始・再開命令及びあっせん・仲裁等**の制度を設ける。

① 基礎的電気通信役務の区分、基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項

- 基礎的電気通信役務の区分となる電話のユニバーサルサービス（第一号基礎的電気通信役務）の種別
- 基礎的電気通信役務台帳の作成の単位となる地域の単位（地域単位区域の範囲）
- 基礎的電気通信役務台帳の記載事項

② 最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項

- 最終保障提供責務の発生要件（「正当な理由」及び「特にやむを得ない理由」の内容）
- 役務提供確認の具体的な方法、期限

③ 最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項

- 最終保障電気通信役務に関し契約約款に記載すべき事項、その変更命令の要件

④ 近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項

- 近隣電気通信事業者の必要な協力の内容
- 近隣電気通信事業者が協力を拒否することができる正当な理由の内容

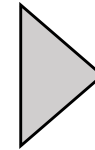
- 電話やブロードバンドの全国あまねく提供を効率的に確保するため、**NTTのみ**に課せられている**電話のあまねく提供責務**は見直し、**電話・ブロードバンドともに、複数の事業者が連携してカバーして、他事業者がいない地域のみ提供の責務を負う「最終保障提供責務」**を創設。

見直し前

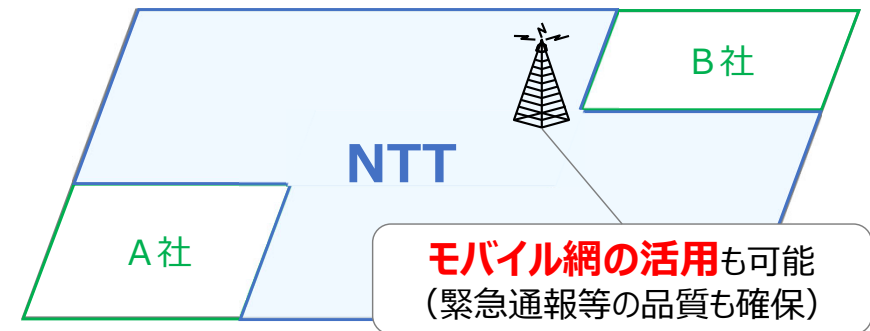
見直し後



NTTのみが、
他事業者がいる地域でも提供の責務を負う
「あまねく提供責務」



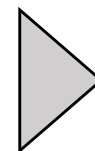
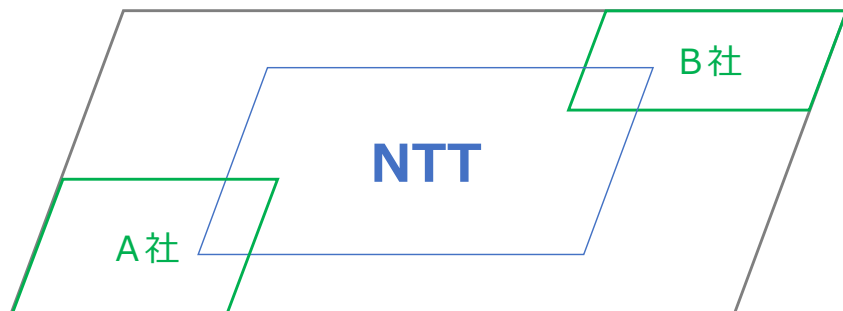
複数の事業者が連携してカバーし、
NTTが**他事業者がいない地域のみ**提供の責務を負う
「最終保障提供責務」



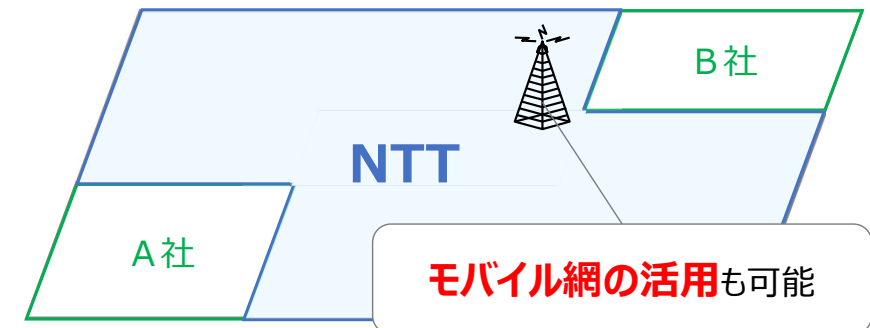
ブロード
バンド

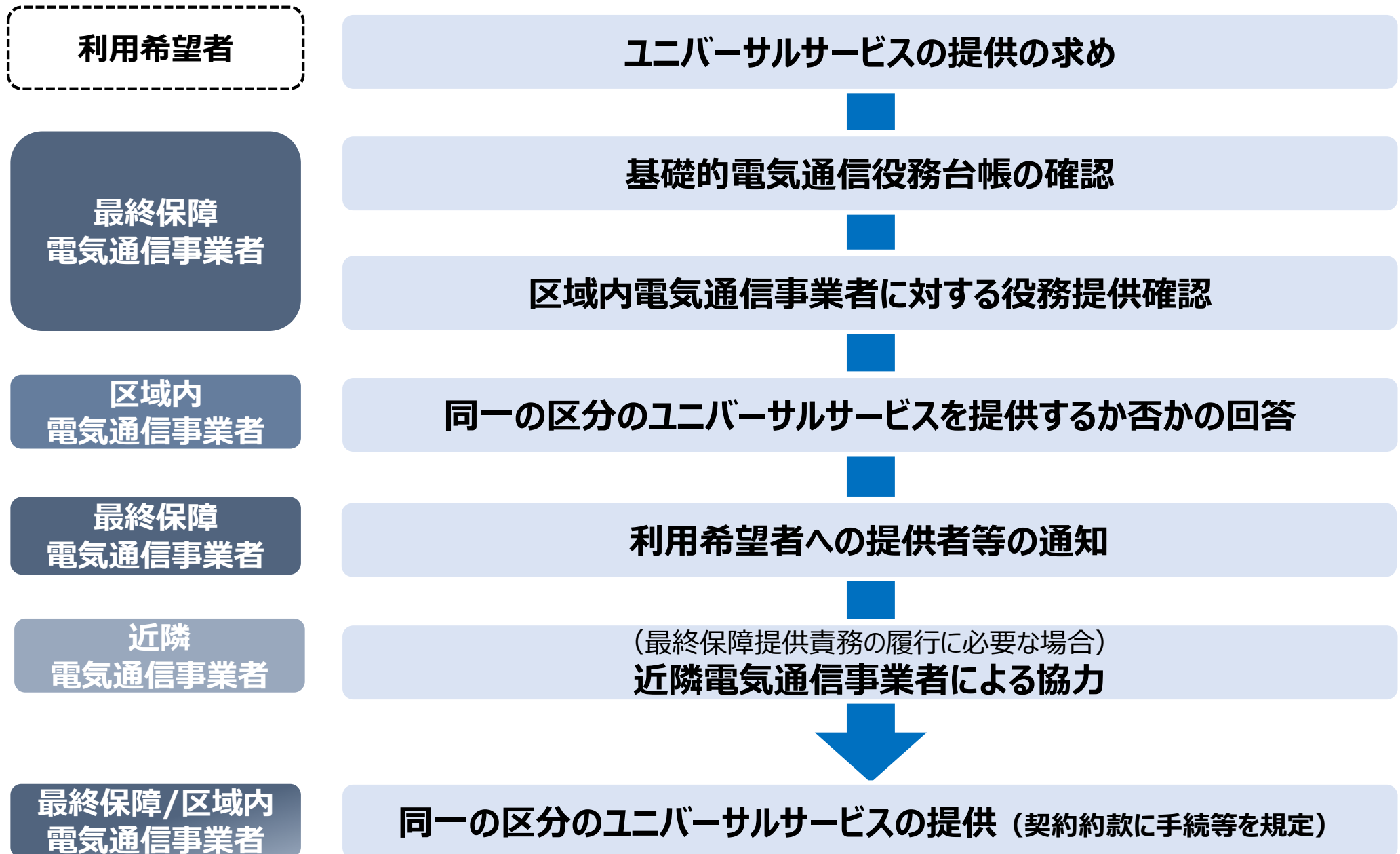


NTTを含め、
提供責務を負う事業者はいない



複数の事業者が連携してカバーし、
NTTが**他事業者がいない地域のみ**提供の責務を負う
「最終保障提供責務」





- 「最終保障提供責務」は、ユニバーサルサービスの提供の求めがあった場所（**提供場所**）において、同一の区分のユニバーサルサービスを提供する**他事業者がない場合に、同一の区分のユニバーサルサービスの提供の責務**を負うものであり、**回線設備等を設置していなくともこれを提供する必要が生じる**。
- このため、最終保障提供責務を担う「**最終保障電気通信事業者**」に加え、関係する電気通信事業者（「**区域内電気通信事業者**」や「**近隣電気通信事業者**」）において、それぞれ役割が生じる。

最終保障電気通信事業者（第25条の2第3項第1号）

- **適格電気通信事業者**（申請により指定を受けて交付金を受ける者）**がいる地域では適格電気通信事業者**
適格電気通信事業者がない地域ではNTT東西
- **最終保障提供責務**を担う者

区域内電気通信事業者（第25条の2第3項第5号）

- **提供場所が所在する区域**において、**自ら設置する回線設備等**を用いて**同一の区分のユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者**
- 最終保障電気通信事業者は、区域内電気通信事業者に対し、提供場所でユニバーサルサービスを提供するか否か（他事業者がいるか否か）を確認（**役務提供確認**）し、区域内電気通信事業者は、これに**回答する義務**が生じる

近隣電気通信事業者（第25条の4第1項）

- **提供場所の近隣を業務区域の範囲に含む電気通信事業者** ※ユニバーサルサービス以外のサービスを提供する場合を含む
- 最終保障電気通信事業者が、最終保障提供責務の履行に関し局舎の貸出し等の**必要な協力を求めた場合**、これに**応ずる義務**が生じる

■ 最終答申の内容

【ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出】

- 既存事業者の撤退による空白期間を回避するため、**都道府県より小さな単位での業務区域の縮小を事前周知・届出の対象に追加**するなど、**必要な見直しに取り組む**ことが適当。

【地方における都市部より高い料金設定の禁止】

- **ユニバーサルサービスの料金**については、都市部では競争を通じた料金の低廉化が期待できる一方、都市部以外の地域では競争が期待しにくく、加えて整備費・維持費が高いことから、料金を高くするおそれ等を踏まえ、**都市部以外の地域で都市部を上回る料金設定を原則認めない規律を課す**ことが適当。

■ 令和7年改正法による改正の内容

【ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出】

- **自ら設置する回線設備等を用いてユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者の撤退**により、ユニバーサルサービスが提供されない空白期間が生じれば利用者に不測の不利益が生じるため、ユニバーサルサービスに係る**業務区域の減少等の周知及び届出義務を強化**する。
- 具体的には、**都道府県単位より狭い範囲**であっても、利用者の利益に及ぼす影響が比較的に少ない場合以外は周知及び届出義務の対象とするほか、**1年以上前までに周知及び届出**をすることを義務付ける。

【地方における都市部より高い料金設定の禁止】

- **契約約款**において、**特別の事情がある場合を除き、都市部以外の地域で都市部を上回る料金を設定することを禁止**する。

① ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出に関する事項

- 周知及び届出義務の例外の範囲（利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして例外となる地理的範囲等）
- 周知及び届出の期限
- 周知及び届出の内容

② 地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項

- 地方における都市部より高い料金設定の禁止の具体的な内容
- 例外として認められる特別な事情

■ 最終答申の内容

【電話の交付金制度】

- 当面は、内部相互補助をベースとして赤字額の一部を補填する**現行制度を基本に維持し、最終保障提供責務への見直し等に伴い必要な補正があれば行うこととすることが適当。**

【ブロードバンドの交付金制度】

- **NTTの最終保障提供責務の履行が必要な地域**は、他事業者のサービス提供が受けられない地域であり、サービス提供に際して大幅な赤字が生じる地域として、**特別支援区域と同等の補填**（効率性等を考慮した上で原則全額補填）**をすることが適当。**

■ 令和7年改正法による改正の内容

【最終保障電気通信役務の交付金制度の創設】

- **電話・ブロードバンドともに、最終保障電気通信役務の提供により生じる赤字を補填するための交付金を創設する。**

※このため、適格電気通信事業者がいない地域におけるNTT東西による最終保障提供責務に係る交付金について、総務大臣の確認制度を設ける。

【最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の見直し】

- **電話の交付金制度については、複数の事業者によるユニバーサルサービスの確保に対応できるようにするため、ブロードバンドの交付金制度と同様に、担当支援区域を指定する制度に見直す。**
- **適格電気通信事業者は、新たに最終保障提供責務を負うこととなるため、その指定の範囲を自ら設定できるようにするなど、適格電気通信事業者の指定制度を見直す。**
- **その他、電話・ブロードバンドの交付金制度について、最終保障提供責務の導入等に伴い必要な規定を整備する。**

① 最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方

- 最終保障電気通信役務の交付金の支援対象
- 最終保障電気通信役務の交付金の算定方法
- 最終保障電気通信役務の交付金の交付のための具体的な手続

② 最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直し

- 担当支援区域制度における担当支援区域の単位
- 指定基準の見直し等、最終保障提供責務の導入等を踏まえた第一種適格電気通信事業者の指定手続の見直し
- 最終保障提供責務の導入等を踏まえた電話の交付金の算定方法の見直し

③ 最終保障提供責務の導入等に伴うブロードバンドの交付金制度の見直し

- 指定基準の見直し等、最終保障提供責務の導入等を踏まえた第二種適格電気通信事業者の指定手続の見直し
- 最終保障提供責務の導入等を踏まえたブロードバンドの交付金の算定方法の見直し

適格電気通信事業者の交付金制度

NTT東西の 最終保障電気通信役務の提供に 係る交付金制度

交付金の内容

担当第一種支援区域に係る赤字を補填
(**全体収支の赤字額が条件**)

最終保障電気通信役務の提供に係る
赤字を補填

適格電気通信 事業者の指定 等

申請により、適格電気通信事業者及び
担当第一種支援区域を指定
(収支の公表、**他の担当第一種支援区域でないこと、
一定の規模を超えるエリアカバー**等が要件)
※申請・指定に係る区域は**限定可**

地域会社の確認
(収支の公表、最終保障電気通信役務を
提供していること等が要件)

交付金の交付

交付金の額 (**区分ごと**) を算定・認可
〔**・原価・収益**は、省令で定める方法で算定〕

交付金の額 (区分ごと) を算定・認可
〔**・原価・収益**は、省令で定める方法で算定〕

負担金の徴収

政令で定める事業規模の電気通信事業者から負担金を徴収

適格電気通信事業者の交付金制度

一般支援区域

特別支援区域

担当第二種支援区域
に係る赤字を補填
(全体収支の赤字額が条件)

担当第二種支援区域
に係る赤字を補填

事業者の数が一者以下
(例外あり) の
赤字区域を指定

事業者の数が一者以下
(例外あり) の
著しい赤字区域を指定

申請により、適格電気通信事業者及び
担当支援区域を指定
(収支の公表、他の担当第二種支援区域でないこと、
一定の規模を超えるエリアカバー等が要件)
※申請・指定に係る区域は**限定可**

交付金の額(区分ごと)を算定・認可
〔
・原価・収益は、省令で定める方法で算定
〕

交付金の内容

区域の指定

適格電気通信
事業者の指定
等

交付金の交付

負担金の徴収

NTT東西の 最終保障電気通信役務の提供に 係る交付金制度

最終保障電気通信役務の提供に係る
赤字を補填

—

地域会社の確認
(収支の公表、最終保障電気通信役務を
提供していること等が要件)

交付金の額(区分ごと)を算定・認可
〔
・原価・収益は、省令で定める方法で算定
〕

政令で定める事業規模の電気通信事業者から負担金を徴収

■ 「令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方」答申（抄） （令和7年4月2日 情報通信審議会）

【電話のユニバーサルサービス交付金制度】

- この答申は、NTT 東日本及びNTT 西日本において固定電話のIP 網への移行期間が終了し、両社においては計画通り令和7年1月までにIP 網への移行を完了したことも踏まえ、令和6年度第4四半期における第一種交付金に係る補填額の算定に当たってのLRIC モデルの適用方法等の考え方を提言したものである。
- 今後、総務省においては、**令和7年度以降（令和7年4月以降）における第一種交付金の算定方法の在り方について検討を進めることとなる**が、この検討に当たっては、こうした電話のユニバーサルサービスを巡る環境の大きな変化や情報通信審議会における調査審議の内容、さらには今回のこの答申に至る議論の中で明らかとなった電気通信事業者や委員の意見を十分に踏まえ、**丁寧な議論を行うよう努めるべき**である。

主な検討事項

- ① **令和7年度以降における電話の交付金の算定方法**
 - LRICモデルの適用方法等

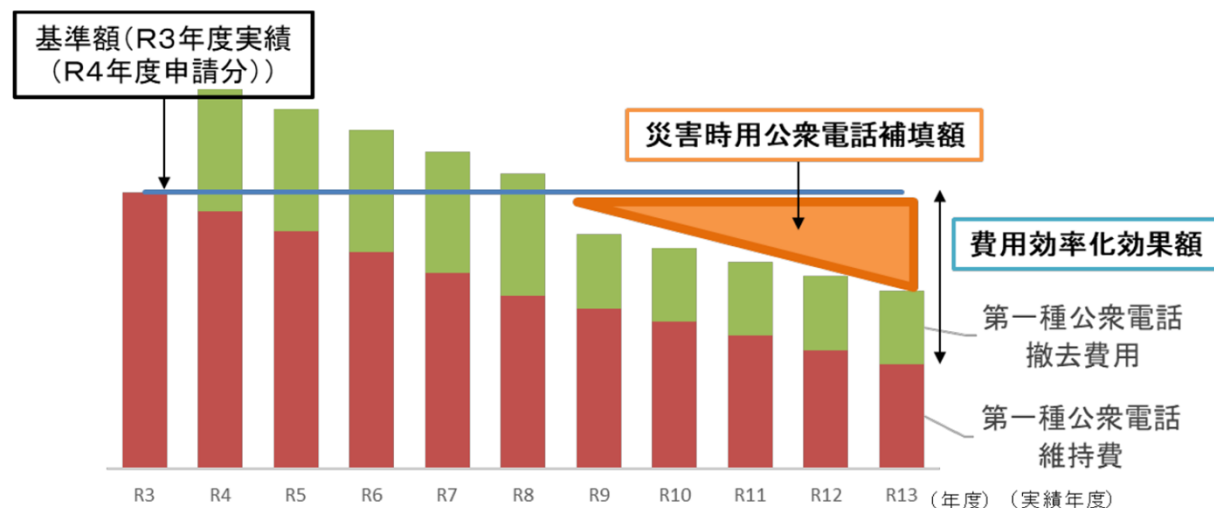
■ 「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」答申（抄） （令和4年9月20日 情報通信審議会）

【災害時用公衆電話の補填】

…第一種公衆電話の削減効果やN T T東日本・西日本が作成する削減計画を踏まえ、**以下の点について検討**を行うべきである。

- 第一種公衆電話の削減を行う直前の令和3年度決算値を基に算定される補填額（令和4年度申請分）を基準に、**令和4年度以降の第一種公衆電話の設置に係る補填額の差額**を「費用効率化効果額」とし、当該額が撤去費用を上回ることになった場合に、災害時用公衆電話への補填を開始すること。
- **災害時用公衆電話の補填**は、基本的に全額をユニバーサルサービス交付金の対象とすることが望ましいが、災害時用公衆電話への補填開始後の「補填対象額」と「費用効率化効果額」との差額の扱い（補填開始の時期と併せて検討を行う。）。

【補填のイメージ】



主な検討事項

- ① 災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項
- ② 災害時用公衆電話の具体的な補填額の算定方法
 - 災害時用公衆電話への補填開始後の「補填対象額」と「費用効率化効果額」との差額の扱い

■ 電気通信事業法の一部を改正する法律（抄）（令和4年法律第70号（令和5年6月16日施行））

附 則

（検討）

第六条 政府は、この法律の**施行後三年を経過**した場合において、この法律による**改正後の規定の施行の状況について検討**を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

■ 「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申（抄）（令和6年3月28日 情報通信審議会）

- 総務省においては、（中略）この答申において、**引き続き検討ないし見直しを行うことが適当とされた事項等**については、**今後更に必要な議論を進め、深めることが適当**である。
- …常に変化する環境にも柔軟に対応していくために、交付金額と負担金額のバランスと効率性や技術中立性に配慮しながら、今後も、BB ユニバ制度の在り方については、**適時適切に見直しを行っていくことが重要**である。

- ① 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等の検討に関する事項
- ② ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の導入時等に継続検討が適当とされた事項

2 検討の結果（三次答申）

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
（第94回、令和8年10月9日）

「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 三次答申（案）」より

- **電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律**（令和7年法律第46号）に盛り込まれた**最終保障提供責務の導入**や、これに伴う**ユニバーサルサービス交付金制度の見直し**等に向け、一次答申（※1）・二次答申（※2）までの経過も踏まえつつ、令和8年2月から必要な事項について検討を加え、その結果をとりまとめ。

（※1）情報通信審議会「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 一次答申」（令和8年2月17日）

（※2）情報通信審議会「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 二次答申」（令和8年3月16日）

1. 新たに追加するユニバーサルサービスの扱い

- NTT東西が卸提供を受けて提供する場合も含め、**モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化を早期に実現**できるよう、必要な制度整備を進める
- **ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）のユニバーサルサービス化**に向けては、**令和9年度以降、具体的な検討**に着手

2. 新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用の在り方

- **役務提供確認は、利用者の利便や安心・安全により一層配慮した仕組みを検討**すべき
- 「**役務提供確認データベース**」の構築・運用は、基礎的電気通信役務支援機関の**附帯業務**と位置付け
- **企業努力や協力関係の構築を通じた経済合理性の働く範囲内でのユニバーサルサービスの提供範囲の最大化**を旨として、ガイドラインを策定すべき

みんなで支えるユニバーサルサービスの実現へ

3. 新たなユニバーサルサービス制度に対応した交付金制度の在り方

- 交付金により**補填すべきところには重点的に補填**する方向で見直しを図るとともに、「**ユニバーサルサービス料**」への影響についても配慮しつつ取組を進める。
- 事業者にとって**なるべく簡素でわかりやすい、統一感のある制度設計**を志向。

第一種交付金制度の見直し

- メタル維持コストは当面減らないため、**現行モデルのチューニング**で対応
 - ・「**2σ**」は**終了**（令和8年度措置、令和10年度交付分から適用）
 - ・高コスト地域（回線単価上位**4.9%**）に限り補填する措置については、**競合サービスが実際に終了するまでの間に、見直しを検討**
 - ・**光IP補正は当面維持、モバイル網固定電話の扱いは今後検討**
- 固定電話の**支援区域の単位は「都道府県」、第一種適格電気通信事業者の指定基準は「都道府県ごとに90%以上」**

第二種交付金制度の見直し

- 政府目標達成に向け、**特別支援区域の対象を拡充**
 - ・**大幅赤字区域は全体収支黒字でも交付可能とする**
 - ・**公設海底光ファイバの譲受け後の赤字を全額補填可能とする** 等
- **令和9年度以降、事業者が自ら選定・申請した「担当支援区域」**についての指定を受けた後に、**最終保障提供責務も含め、面的にブロードバンドサービスを提供する実態に即して、双方を実績ベースで交付する運用に変更**
- **負担金徴収の顕在化した課題への対応方策について速やかに検討**

最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法

- **新規設備の費用は整備時に全額計上、既存設備の費用は「モデル上の費用と同額とみなす方法」**により算定。
- 最終保障電気通信役務としての提供が**終了した場合でも、継続していたならば通常補填される範囲内**で、**一定の期間継続して算定対象とする**。
- 制度**施行後**において、**サンプリング調査等**により、原価の算定方法等の**妥当性を検証**する仕組みを検討。

- **モバイル網固定電話**について、一次答申では、**技術基準の検討の結果**について、委員会においてとりまとめた「**基本的考え方**（※）」に沿うものであることが確認できた段階で、ユニバーサルサービスとして制度化するための**制度整備に着手することが適当**としたところ。

※ メタル固定電話や携帯電話などの技術基準や緊急通報として求めている基準等も参照しつつ、①従来のメタル固定電話並のサービス水準が必要不可欠なものと受け止められていないことや、②本サービスが各社の創意工夫によって比較的低廉に既に提供されているサービスであること、さらには、③緊急通報受理機関側の事情等も勘案し、ユニバーサルサービスとしての三要件である不可欠性、低廉性及び利用可能性にも沿った技術基準となるよう検討を進める必要がある。

- 令和8年5月に**IPネットワーク設備委員会**（※）でとりまとめられた「**技術的条件**」では、主に以下の4点の内容が示された。

※ 情報通信審議会 情報通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会(主査:相田 仁 東京大学 特命教授)

- ① **責任分界点**については、実態を踏まえ、ターミナルアダプタ（TA）を端末設備として扱い、責任分界点は基地局とTAの間にあるものと整理することが適当。
 - ② **品質**については、POLQAと遅延の各々の基準値を定めつつ、規定ぶりに柔軟性を持たせることは、「低廉性」や「利用可能性」から見て好ましい。
 - ③ **緊急通報機能**については、(1)短期的には、メタル固定電話の代替として活用するケースが光回線の未整備エリアなど限定的であることや、ユニバーサルサービスとしての「低廉性」や「利用可能性」も考慮し、現行サービスの仕様（音声伝送携帯電話番号による緊急通報やGPS・基地局の位置情報の通知）での早期のサービス提供を可能とする。(2)中長期的には、より精度の高い位置情報やその他に提供すべき情報についての検討を進め、事業者においても実装に向けた継続的な検討を進める。その中で、住所情報、通報者が使用する0 ABJ番号及び氏名の通知についても、普及段階に確実に実現するように検討する。
 - ④ **損壊・故障対策等の設備規律**については、現行どおり、固定電話網や携帯電話網といった各区間の設備ごとにそれぞれ規律がかかることとする方向が適当。
- **電気通信番号政策委員会**（※）においても、**モバイル網固定電話の効率的な提供を確保するため、提供エリア拡大のために新たに多大な費用を要すると見込まれる「固定端末系伝送路設備の一端の番号区画内への設置」を要件とせず、番号区画外で利用者の端末設備等が利用されないようにするための技術的措置を講ずること等を要件とすることが適当**との内容が令和8年5月にとりまとめられたところ。

※ 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会(主査:相田 仁 東京大学 特命教授)

- **ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）**について、一次答申では、政府目標の実現に向けて取り組んだ後になお**光ファイバが未整備の世帯において、令和10年度からの開始を念頭にユニバーサルサービスとして制度化を検討**するとともに、第二種支援区域の指定制度との関係では、要件である「**競合事業者がいないこと**」の「**競合事業者**」にワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）も原則として含まれるが、政策目的達成のために必要な場合には、例外的に含めない方向で検討を進めることが適当とされたところ。

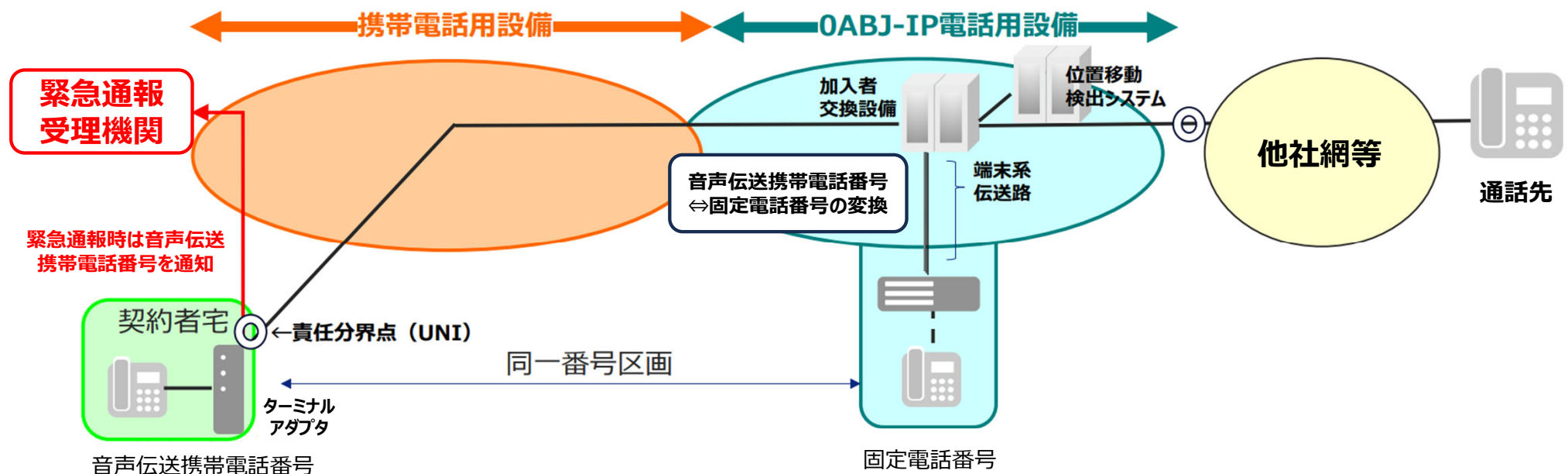
考え方

- 各委員会での検討の結果は、ユニバーサルサービスとしての**モバイル網固定電話**について、「**不可欠性、低廉性、利用可能性**」に最大限配慮しつつ、**最低限の品質を確保**しようとするものと考えられ、「**基本的考え方**」に沿うものであると認められることから、NTT東西が卸提供を受けて提供する場合も含め、モバイル網固定電話の**ユニバーサルサービス化を早期に実現**できるよう、総務省において**着実に制度整備**が進められることを期待。
- **ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）**のユニバーサルサービス化に向けては、**安定的な通信インフラ基盤の整備に資するかどうか**の観点から、ユニバーサルサービスとしての品質の在り方や、支援区域の指定要件における扱いを含め、**令和9年度以降、具体的な検討に着手**することが適当。

- モバイル網固定電話は、携帯電話網を活用した固定電話サービスであり、**携帯電話事業者各社が現在提供中。**
- **NTT東西**は、固定電話サービスのメタルから光・モバイルを用いたサービスへの移行に当たり、**メタル固定電話の代替サービスとして、卸提供を受けてモバイル網固定電話を提供することを要望。**

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
サービス名	homeでんわ	ホームプラス電話	うちのでんわ
開始時期	2022年3月29日	2014年12月17日	2017年7月5日
月額料金（税込み）	1,078円～	1,463円	1,078円～

<ネットワーク概要図>



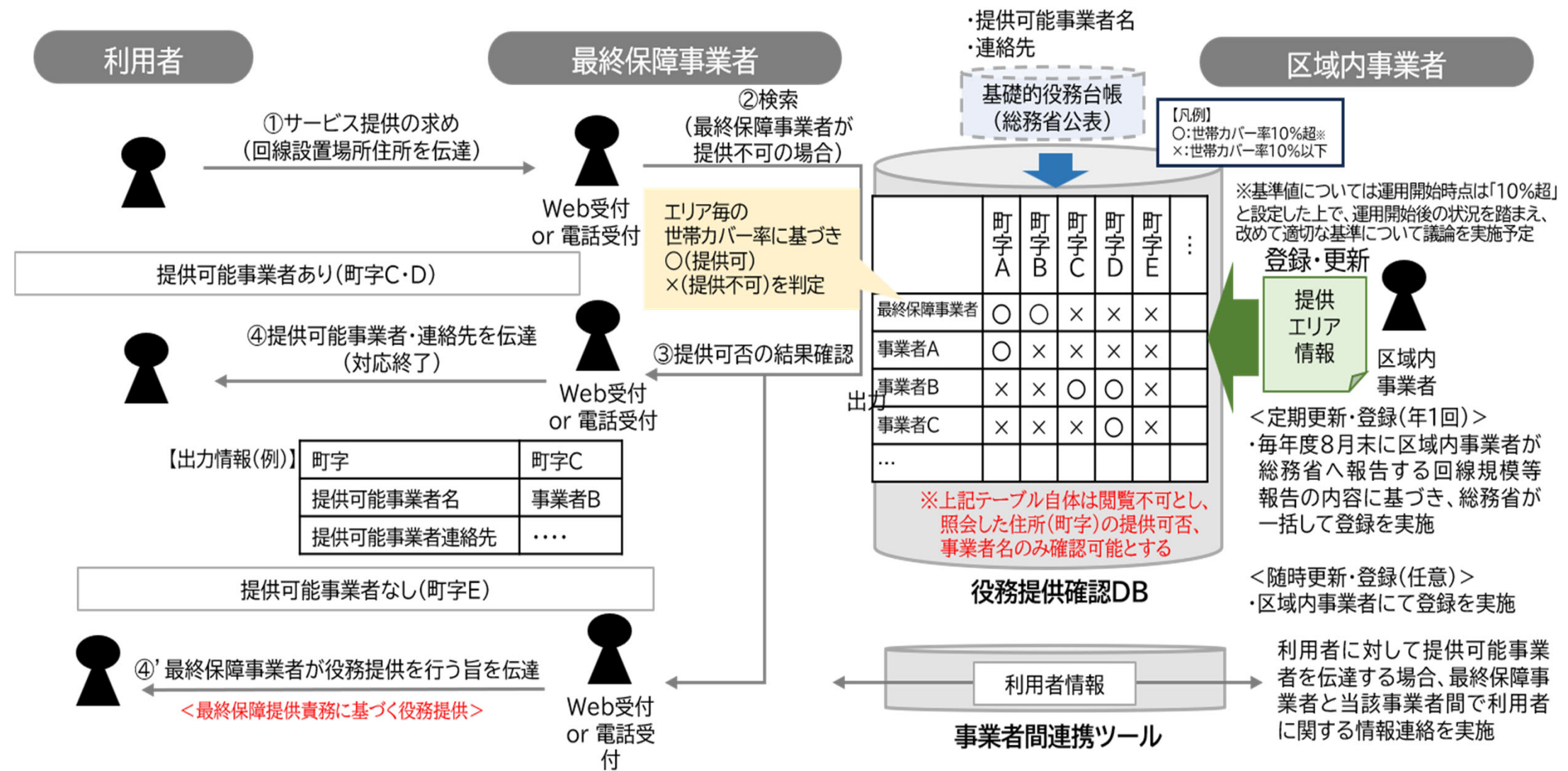
2. 新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用の在り方

(①役務提供確認の手續)

- 「役務提供確認」について、一次答申においては、①最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者の**双方にとって効率的なものとなるよう、あらかじめ取得・把握可能な情報を集約・整理した上で、運用ルールを含め、最終保障提供責務の円滑な履行に資する仕組みを整備**する方向で検討を進めること、②その検討に当たっては、最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者となりうる電気通信事業者の**双方に生じる負担の程度等にも配慮**しつつ電気通信事業者間で円滑な調整が図られるよう、**事業者間での連絡調整体制を整え、各事業者が積極的に参画する形で検討を進めていくことが適当であるとされたところ。**
- これを受け、「最終保障提供責務に係る役務提供確認に関する**事業者間会合**」が令和8年2月から5月にかけて計4回開催され、役務提供確認の手續として、利用者の申し込みの都度、事業者間で提供可否の確認を行うのではなく、**各事業者の提供エリア情報を格納した「役務提供確認データベース」を構築・活用**した確認方法を用いることにより、最終保障電気通信事業者・区域内電気通信事業者**双方の負担の軽減**を図るとともに、速やかな提供可否判定の実現による**利用者利便の向上を図る方向で検討**が進められている。

考え方

- 「役務提供確認データベース」を用いて提供の求めのあった設置場所において提供可能な事業者を判定する仕組みを導入する方向で検討が進められている点については、**事業者の負担軽減を最大限追求**するとともに、**確認時間の短縮等による利用者利便の向上**をも図ろうとするものであると考えられることから、**基本的には妥当なものと考えられる。**
- この「役務提供確認データベース」の構築・運用の業務について、法令で定める役務提供確認及び確認に対する回答の義務を効率的に履行するためのものであり、全ての最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者双方にとって利益となるものであるという性質から、制度上、基礎的電気通信役務**支援機関による「交付金の交付」に附帯する業務**として位置付けることが適当である。
- 今後、以下の点も踏まえて、**利用者にとってより一層便利でわかりやすく、安心して手続を行えるような仕組み**を検討すべきである。
 - ・ 提供の求めは、**ブロードバンド環境にない利用者**からなされることも想定して、利用者と事業者が**円滑に連絡できる手段**を念頭に置いて検討を進めること
 - ・ 例えば、最終保障電気通信事業者から利用者情報の提供を受けた区域内電気通信事業者は、提供の求めがあった提供場所へのサービス提供ができないことが明らかなときは「提供不可」である旨を最終保障電気通信事業者に速やかに連絡して、その結果も踏まえて利用者に役務提供確認の結果を回答するなど、**役務提供確認データベースによる判定の精度を補う**こと等によって、**利用者に手続上の負担を極力かけない方策**を検討すること
 - ・ 利用者が制度を理解した上で第三者に惑わされることなく円滑に手続が進められるよう、**利用者の観点からの課題を抽出して対応方策を検討**するための取組の実施を検討すること



2. 新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用の在り方

(②新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用のための指針)

基本的考え方

- 最終保障提供責務の導入に伴う新たなユニバーサルサービス制度の運用に当たっては、その基本的考え方として、ユニバーサルサービスを提供する全ての電気通信事業者の**企業努力**や最終保障電気通信事業者との**協力関係の構築**を通じた**経済合理性の働く範囲内でのユニバーサルサービスの提供範囲の最大化**と、**経済合理性の働かない範囲での通信環境の整備・維持を支援する交付金制度との両輪**によって、「**ユニバーサルサービス制度の最適解**」を実現することを旨とすることが適当である。
- 今後、総務省において、新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用のための指針（「ユニバーサルサービスに係る電気通信事業法の適用関係に関するガイドライン（仮称）」を策定するに当たっては、以下の考え方に沿って検討を進めることが適当である。

検討の方向性

- 「**提供の求め**」（改正事業法第25条の2第1項）： **地方公共団体**から、地元住民に対して固定電話・ブロードバンドの役務を提供してほしいとの申込みがあったときも、**個々の地元住民からの役務提供の求めが具体化している場合は、「提供の求め」に該当すると考えられる。**
- 「**経営上の理由**」（改正事業法第25条第1項）： **自らの業務区域内の追加的な需要**に応じようとする当該需要に応えるための提供コストに見合う**収益が見込めないことが「経営上の理由」の典型として考えられる。**一方、**追加的な需要に応じるための合理的な対応**（※）を行った上でなお、当該需要に応えるための提供コストに見合う**収益が見込めるときは、正常な企業努力の範囲内にあるものとして、原則として「経営上の理由」には当たらない。**

※ 例えば、①提供場所における光ファイバの敷設や引き込みが可能かどうかについて調査を行う、②利用者側の端末の設置場所を工夫する、レピータを設置する等により通信環境の改善を図る、③工事等の人員不足が見込まれる場合は体制や工期を調整する等が考えられる。このような調査・検討を尽くさないまま提供しないと判断することは「追加的な需要に応じるための合理的な対応」を行ったとは言えず、そのような場合は「経営上の理由」には当たらない。

- 「**特にやむを得ない理由**」（改正事業法第25条の2第1項）： 最終保障電気通信事業者の努力のみではどうにもならない**地理的条件等の客観的な状況に限定して捉えた上で、社会通念上、最終保障電気通信事業者にユニバーサルサービスを提供させることが著しく困難又は不相当と認められる場合とする。**ガイドラインにおいては、例えば以下のような事例を具体的に整理して記載することが適当。

- ① **地形・建物の特殊性**等により提供が不能である場合
- ② **工事施工者の安全確保が図れない場所**への提供の求めがあった場合
- ③ その他、設備の**技術的・物理的な制約**（伝送距離等）により提供が不能である場合、又は事業者に起因しない要因により、その提供の求めに応じることによって円滑な役務の提供に支障が及ぶと判断される場合
- ④ 現に人が定住していない「**非居住拠点**」への提供の求めがあった場合は、住民票がない等などの形式で判断するのではなく、例えば二地点居住やリモートワーク拠点など、社会生活を営む上で通信手段を確保すべき利用実態が認められる限り、「特にやむを得ない理由」には当たらない。

2. 新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用の在り方 (②新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用のための指針)

検討の方向性 (続き)

- 「**近隣電気通信事業者**」(改正事業法第25条の4第1項) : 最終保障電気通信役務の提供場所が所在する市区町村のほか、最終保障電気通信事業者が**最終保障電気通信役務の提供のために電気通信設備等の設置が必要と認める市区町村**の全部又は一部を**業務区域の範囲に含む電気通信事業者**(最終保障電気通信事業者を除く。)を指すものと整理することが適当。
- 「**必要な協力**」(改正事業法第25条の4第1項) : 近隣電気通信事業者の**既存の電気通信設備等を用いて行うことを基本**とした上で、以下のものをガイドラインに記載しつつ、技術の進展や事業実態等を踏まえて、**随時アップデート**を図っていくことが適当。
 - ① 近隣電気通信事業者の保有する**光ファイバ(予備芯線)**等の貸出し
 - ② 最終保障電気通信事業者が近隣電気通信事業者の光ファイバと相互接続する装置等を設置するための**コロケーション**の提供
 - ③ 最終保障電気通信事業者が光ファイバの敷設を行う際に必要となる近隣電気通信事業者の保有する**線路敷設基盤(電柱・管路等)**の貸出し
- (協議に応じることを拒否できる)「**正当な理由**」(改正事業法第25条の4第2項) : 接続応諾義務を負わない「**正当な理由**」(事業法第32条等)をベースとしつつ、近隣電気通信事業者による協力が既存の電気通信設備等を用いることを基本とするものであるという性質を踏まえ、以下のとおりとすることが適当。
 - ① **近隣電気通信事業者**が行う電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
 - ② 近隣電気通信事業者の**利益を不当に害するおそれがあるとき**
 - ③ 協力に関し**最終保障電気通信事業者が負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき**
- 「**協定等の細目**」(改正事業法第25条の5第2項において読み替えて準用する第35条第3項) :
 - ・ 個別具体的な状況に応じた**最終保障電気通信事業者と近隣電気通信事業者との間の協議に委ねることを基本**。
 - ・ 具体的な金額について**当事者間の協議が調わないときは**、総務大臣は、「**適正な原価**」に「**適正な利潤**」を加えることを**対価の額の基準とするとの方針を基本として裁定**を行うこととし、新たに整備する裁定制度における「**適正な原価**」等の算定に当たっては、「**公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン**」を参照して、協力に係る**設備の減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を加えた額**とすることを原則とすることが適当である。
 - ・ 裁定に当たっては、「**適正な原価**」等の算定のため、**協定等の締結に至ったケースでの実績値等**、算定根拠となるようなデータの提供を最終保障電気通信事業者及び近隣電気通信事業者に対して求めることとすることが適当。

3. 新たなユニバーサルサービス制度に対応した交付金制度の在り方

(①基本的考え方)

- 最終保障提供責務の導入に伴って、既に提供されている電話・ブロードバンドサービスの赤字額の一部を補填する**現行の交付金制度と並存する形で最終保障電気通信役務の交付金制度を整備**することとなる。
- 一次答申では、最終保障電気通信役務の交付金制度の考え方と現行の交付金制度の考え方を**整合的なもの**とし、全体として、交付金制度が円滑に運用されるよう、**両者の検討について緊密に連携を図る**こととしていた。
- 二次答申では、現行の交付金制度について速やかに検討すべきものについて方向性を示すとともに、第一種交付金制度の抜本的な見直しや、令和8年度に初めて交付されることとなる第二種交付金制度の運用状況を踏まえた見直しについては、最終保障電気通信役務の交付金制度と一体的・整合的に検討するとの方向性を示したところ。

基本的考え方

- **ユニバーサルサービスの維持は制度導入当初に比べていっそう困難**となっており、維持に要するコストをどのように捻出するかがますます喫緊の課題となっている。このような現状においては、負担金を原資とするユニバーサルサービス**交付金により補填すべきところには重点的に補填する方向**で交付金制度の見直しを進め、離島や山間地域を含めてどこでも利用可能な通信環境を実現していくべき。
- その上で、交付金制度を**利用者の理解を得ながら運用**していくためには、**交付金額の規模や「ユニバーサルサービス料」への影響についても配慮しつつ取組を進めることが適当**。総務省においては、**実際の「ユニバーサルサービス料」の推移等を注視しながら、過度な負担の水準とならないよう**、交付金制度の検討・整備を進めていくべき。
- 今般の最終保障提供責務の導入に伴い、自主的なユニバーサルサービスの提供に対する現行の交付金制度の手続と、最終保障電気通信役務（最終保障提供責務としてのユニバーサルサービス）の交付金制度の手続の双方に対応することが必要となるため、**事業者にとってなるべく簡素でわかりやすい、統一感のある制度設計を志向**することが適当。
- 現行の交付金制度は、令和9年度交付分の手続が足元で進められつつあるのに対して、最終保障電気通信役務の交付金制度については、令和9年度に最終保障提供責務の制度が施行されることが見込まれることを踏まえると、令和11年度交付分の手続にあわせて制度を設計していくことが基本となる。
- 本委員会においても、上記スケジュールを踏まえた上で、**検討結果を早期に制度に反映**することを求める観点から、**時期を明記できるものは極力明記**することとするが、特に、第一種交付金制度については、メタル加入電話の光回線電話等への移行の状況を注視しながら、適時適切なタイミングで見直しを図っていくことが適当。
- 今後、総務省が制度整備を進めていくに当たっては、**メタル加入電話の移行状況等の諸般の事情を踏まえつつ、時期を明記したものも含め、可能な範囲で早めに制度整備に着手し、実行に移す**ことが適当。

基本的方向性

- **NTT東西によるメタル加入電話の光回線電話等への移行計画**では、令和8年4月から一部エリアでの先行的な移行に着手し、**令和10年4月頃からエリア単位での段階的なサービス終了を開始し、令和17年を目途に移行を完了**させることが想定されている。移行に当たって、NTT東西は、メタル加入電話の利用者に対して、光回線電話・（ブロードバンド重畳型の）光IP電話、ワイヤレス固定電話のほか、令和10年4月頃からは、1.で述べたモバイル網固定電話を提供する意向を示している。
- **メタル回線電話の維持コスト**は、メタル加入電話の光回線電話等への**移行が進む中でも当面減らない**と想定されること（※）、その時期については今後の実際の移行状況によってくることを踏まえれば、**当面は、メタル加入電話をベースとして補填する現行の考え方を維持**しつつ、現在2円程度となっている番号単価（交付金規模）の推移や光回線電話等への移行の実態を踏まえ、**現行モデルのチューニングを図ることを基本として設計**することが適当。
※ 令和10年4月からエリア単位での段階的なサービス移行が開始され、その1年後に当該エリアにおけるサービス終了が行われることを前提とした場合でも、メタル加入電話の用に供されているメタル回線が実際に撤去されるのは、早くても令和11年4月以降、エリア単位での段階的なサービス終了が本格化し、一定のエリア単位で移行が完了した後であり、ある程度のボリュームでメタル回線電話の維持コストが減少するのは、「一定のエリア単位での移行完了」が本格化してくる時期と考えられる。
- 中長期的にはメタル加入電話が提供されることはなくなり、専ら光ファイバや携帯電話網をベースとしたサービスが提供されることになるため、第一種交付金制度についても**メタル加入電話をベースとした補填の仕組みは中長期的にはその役割を終え**、光ファイバや携帯電話網をベースとした電話のユニバーサルサービスの提供コストが赤字となることが見込まれる場合には、その赤字を補填するための第一種交付金の算定方法等を整備していくことが必要。
- 総務省においては、「**光ファイバや携帯電話網をベースとした新たな交付金制度**」について、メタル加入電話の移行の進捗状況も踏まえつつ、**メタル加入電話移行後の電話のユニバーサルサービスの在り方とあわせて、適切な時期に検討に着手**することが求められる。

具体的方向性

1) 第一種交付金の算定方法の見直し

- 算定のベースとしては**当面LRIC方式を採用**することが適当。
- LRIC方式により算定されたベンチマークを超える赤字部分のうち、**高コスト地域（回線単価上位4.9%）に限り補填する措置**については、メタル加入電話と同様の設備形態で提供する**競合サービスの撤退が確実**であること等も踏まえ、**実際に終了するまでの間に、当該措置の見直しを検討**することが適当。

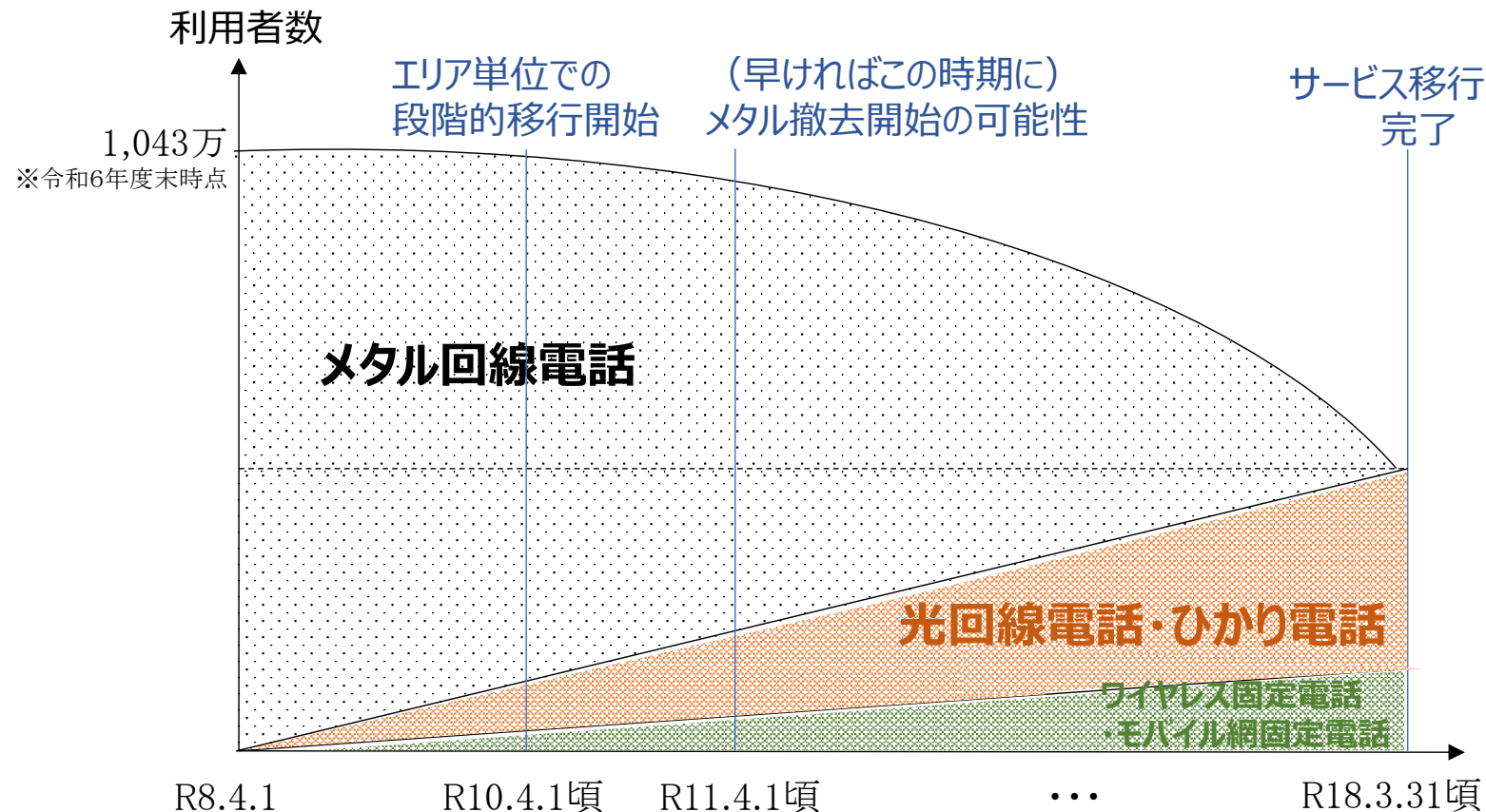
具体的方向性 (続き)

- 各種補正措置については、以下の方向性で実施又は検討することが適当。
 - ・ 当分の間、コストベンチマークに「標準偏差の2倍（ 2σ ）」を加えた額を超える部分に限り補填する措置については、**令和8年度中に当該措置を終了させるための制度整備**を行い、**令和10年度交付分から適用**する
 - ・ いわゆる「**光IP補正**」については、**当面補正措置として維持**する（※）
 - ※ メタル加入電話の移行状況等も踏まえつつ、「新たな交付金制度」の導入時期とあわせて「光IP補正」の継続の可否についても検討
 - ・ NTT東西が令和10年度から提供開始を予定している**モバイル網固定電話**については、**メタル加入電話に係る交付金算定上の扱い**（※1）については、ワイヤレス固定電話と同様とする（※2）かどうかを含め、今後、**提供形態等が明らかになった段階で改めて検討**し、最短で、令和10年度から提供開始予定のサービスについて、令和12年度交付分から適用する
 - ※1 モバイル網固定電話が赤字の場合にその赤字を補填する交付金制度の在り方については、「光ファイバや携帯電話網をベースとした新たな交付金制度」を中長期的に検討する中で、その要否も含め、検討する。
 - ※2 効率化効果を反映することを基本としつつ、移行回線数が5000に達するまでは移行前のメタル回線単価を用いて補填額を算定する。
- **NTT東日本とNTT西日本との間で赤字額と交付金額の比率に一定の格差が生じている点**については、全体としての**第一種交付金の規模に影響を与えない範囲内**において、その格差を**是正するための方策を講じる**ことが適当。

2) 第一種適格電気通信事業者の指定に係る手続

- 今後ユニバーサルサービスとしての**モバイル網固定電話**を提供することが想定される**携帯電話事業者**は、いずれも収支の見合う範囲内で、**第一種適格電気通信事業者としての指定を受けずに提供する意向**であることを踏まえると、第一種適格電気通信事業者の**指定に係る手続**は、もっぱら**NTT東西における取組の現状を踏まえて検討**することとしつつ、**制度上は**、モバイル網固定電話を提供することが想定される**携帯電話事業者にも適用可能**なものとする方向で検討することが適当。
- 固定電話の担当支援区域の単位については、第一種適格電気通信事業者としてのNTT東西の手続上の負担に配慮すると、**担当支援区域の単位は「都道府県」と**することが適当。
- 第一種適格電気通信事業者の**指定基準としてのエリアカバー率**については、電話の「あまねく提供責務」が廃止されても、**NTT東西はメタル回線設備の縮退に伴って代替となる光回線電話等を自ら提供**することで**電話のユニバーサルサービスを維持する方針**を示していること等を踏まえ、「**都道府県ごとに90%以上**」とすることが適当。

- 令和7年9月、NTT東西は、**2035年（令和17年）頃**には**メタル設備が維持限界を迎える**ことを踏まえ、加入電話（メタル）を**光回線電話等に段階的に移行する計画**を発表。
- 令和8年度から一部エリアでの先行的な移行を開始し、その際の対応状況等を踏まえ、**令和10年度頃から、エリア単位での段階的なサービス終了計画**を順次公表・周知し、光回線電話等への移行提案を実施する予定。



※ 上記メタル縮退に伴う光電話等への**代替とは別に**、
電話の**最終保障提供責務**が（限定的ながら）生じうる

基本的方向性

- 現在の交付金制度の基本的考え方の一つである「**内部相互補助**」は、ユニバーサルサービスの提供コストを全体として捉えた上で、**交付金規模をできる限り抑制する観点**からは**合理的**なものであると考えられる。
- **現行の第二種交付金制度**は、あくまで電気通信事業者が**自らの経営判断によって提供**するブロードバンドサービスに係る**赤字を交付金により補填**しようとするものであること等から、「**内部相互補助**」の考え方をベースとした制度設計が志向され、**政策的にブロードバンド環境の整備を推進すべき地域**については、あくまで**限定的**に認められてきたと考えられるが、結果として、**令和8年度**の第二種交付金の規模は約**1.5億円にとどまっている**ことから、政府目標^(※)の達成のためにも、見直しを検討する必要がある。
※ 「全国の光ファイバの世帯カバー率を令和9年度末までに99.9%とすることを目指す」(「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定))
- 令和9年度には**最終保障提供責務制度が始まる**ところ、それぞれの第二種適格電気通信事業者が担当する支援区域において、**自らの経営判断によらない責務**としてのブロードバンド環境の整備・維持に伴う**赤字についても**、ブロードバンドサービスの提供による日本全国における**全体の黒字で吸収**することを求めることになる。その上で、担当支援区域が「**手挙げ制**」に**変わる**ことを踏まえれば、赤字の見込まれる支援区域について、第二種適格電気通信事業者となることで**自主的に整備・維持を担おうとするインセンティブが失われるおそれが高い**。
- **ブロードバンド環境整備をより一層推進**していくためには、**政策的に整備を推進すべき区域**として「**内部相互補助**」の考え方を採用しない類型を拡充するとともに、**全国の各エリア**で一定のカバー率を有する電気通信事業者が、最終保障提供責務を含め、各エリアでの**ブロードバンドサービスの担い手となるインセンティブを高める方向**での制度設計（「**みんなで支えるユニバーサルサービス**」）を志向することが必要かつ適当。

具体的方向性

1) 第二種交付金の算定方法の見直し

- 「政策的に整備を推進すべき区域」に交付金資源を重点的に配分するため第二種交付金の算定方法の考え方の見直しを図ることが適当。具体的には、**可能な限り令和11年度から交付**できるよう、**速やかに**以下の方向性で**制度整備に着手**することが適当。
 - ・ 「**大幅赤字区域**」については、ブロードバンドサービスの提供による「前事業年度の日本全国における**全体の収支が赤字である場合**」に限らず、これが**黒字であったとしても**、大幅赤字区域において**モデル上見込まれる赤字額を基礎**として第二種交付金を交付可能とする

具体的方向性 (続き)

- ・「モデル上赤字と見込まれる公設区域」及び「モデル上赤字と見込まれる未整備区域」について、公設光ファイバの譲受けや未整備エリアの整備促進を政策として進める観点から、「モデル上赤字と見込まれる」か否かにかかわらず、特別支援区域として**指定可能**とする
- ・「モデル上赤字と見込まれる公設区域」について、公設光ファイバの譲受けを政策として進める観点から、**令和5年6月16日以降に設置された公設光ファイバを譲り受けた場合**も、その譲り受けた設備を用いて提供するブロードバンドサービスの収支が赤字であれば、その赤字額を上限として**第二種交付金を交付可能**とする
- ・特に離島におけるブロードバンド環境を維持し、その整備をより一層推進するため、民間事業者が「**公設の海底ケーブル**」を譲り受けた場合には、当該海底ケーブルの**費用の全てを交付金原価の算定対象とする**ことを可能とする制度的枠組みを設ける
- ・事業所が存在する区域からも最終保障役務の提供が求められる場合を想定し、こうした区域をいずれかの者の担当支援区域として指定することを可能とするため、区域の規模、すなわち町字ごとの「**カバー率**」の算定に、**世帯のみならず事業所も勘案**することとする
- 「**一般支援区域**」については、たとえ担当支援区域に指定されたとしても、**新たな制度の施行後に解除申請する意向が示されている**ことから、**指定解除手続の煩雑さを回避**するためには、**当面、一般支援区域は指定しない運用**とすることが適当。

2) 第二種適格電気通信事業者の指定等に係る手続

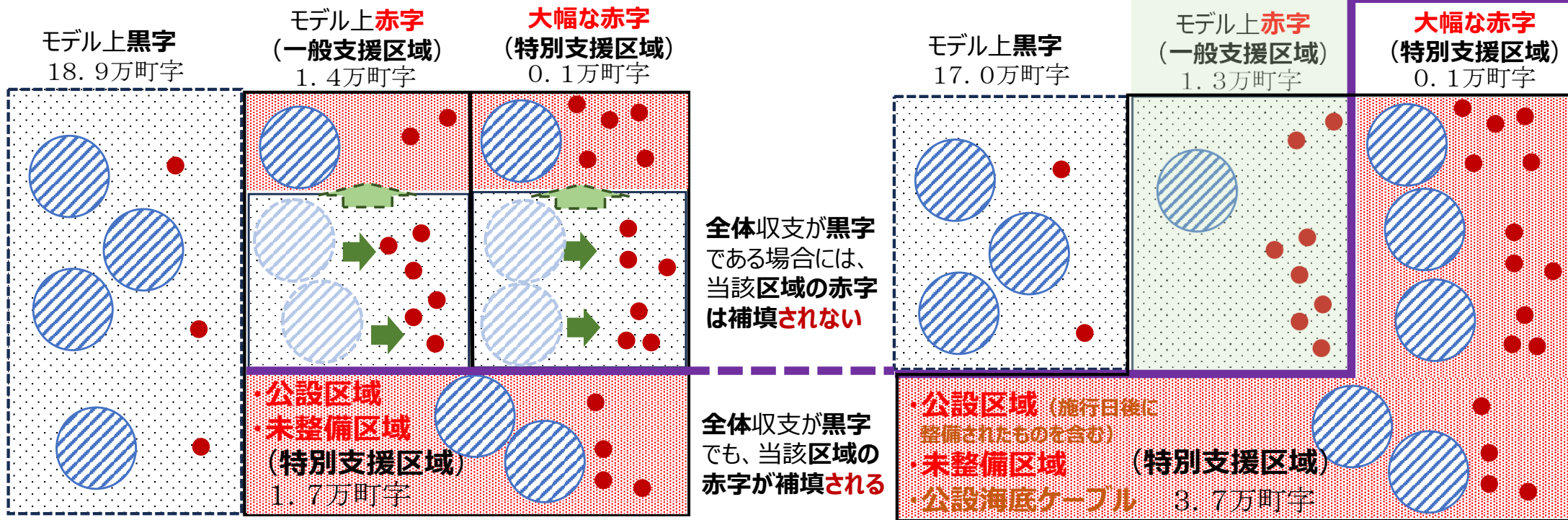
- 第二種支援区域の単位は引き続き「町字」とし、第二種適格電気通信事業者の担当支援区域の指定の基準について、特別支援区域については、引き続き「**10%超**」とすることが適当。
- 現行の交付金制度と最終保障電気通信役務に対する交付金制度との間で**原価算定の考え方や交付金の補填対象となる時期がずれないよう、令和9年度以降は、年度当初に事業者が自ら選定・申請した「担当支援区域」**についての指定を受けた後に、最終保障提供責務も含め、**面的にブロードバンドサービスを提供する実態に即して、前々年度の実際の赤字の一部を補填する運用**とすることが適当。
- 総務大臣による**支援区域の指定**の追加・解除及びその前提となる**回線規模等の報告**について、国勢調査の実施年に合わせて、**5年に1回程度に見直す**ことが適当。
- 第二種適格電気通信事業者の担当支援区域における安定的なサービス運営を担保するための要件としての「**継続提供期間**」について、最終保障提供責務の導入にあわせて、現行の「**1年超**」から**短縮する方向で見直す**ことが適当。
- 第二種**負担金の納付義務**を負う高速度データ伝送役務提供事業者からの**要望も踏まえ、令和8年度以降の交付分の負担金徴収の執行状況を注視し、顕在化した課題**については、その**対応方策について速やかに検討**することが適当。

現行制度



見直し後

運用上指定しない



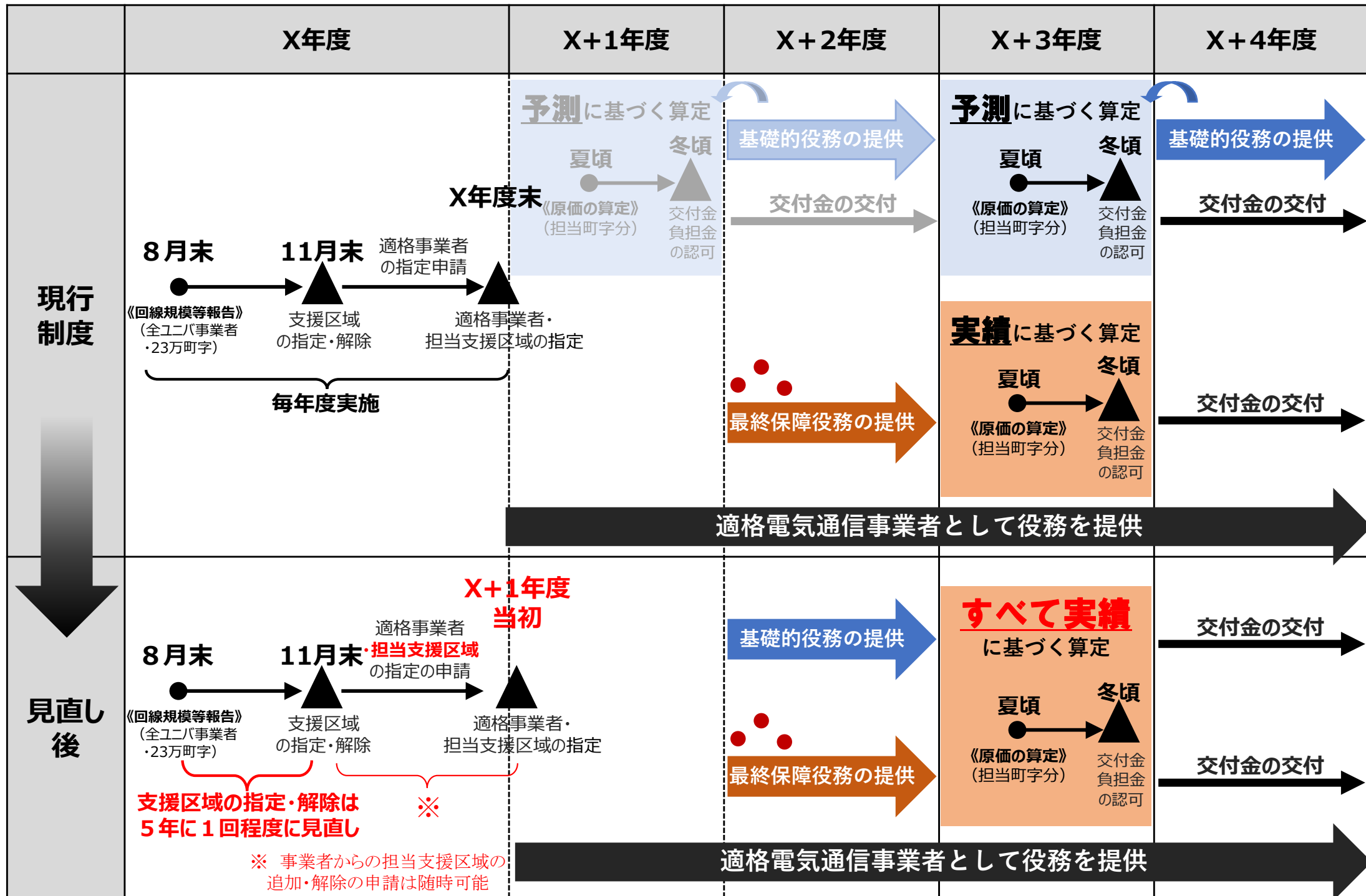
自主的整備

最終保障提供責務
による整備

適格事業者が担当

支援区域外
(新制度施行後は
地域会社が担当)





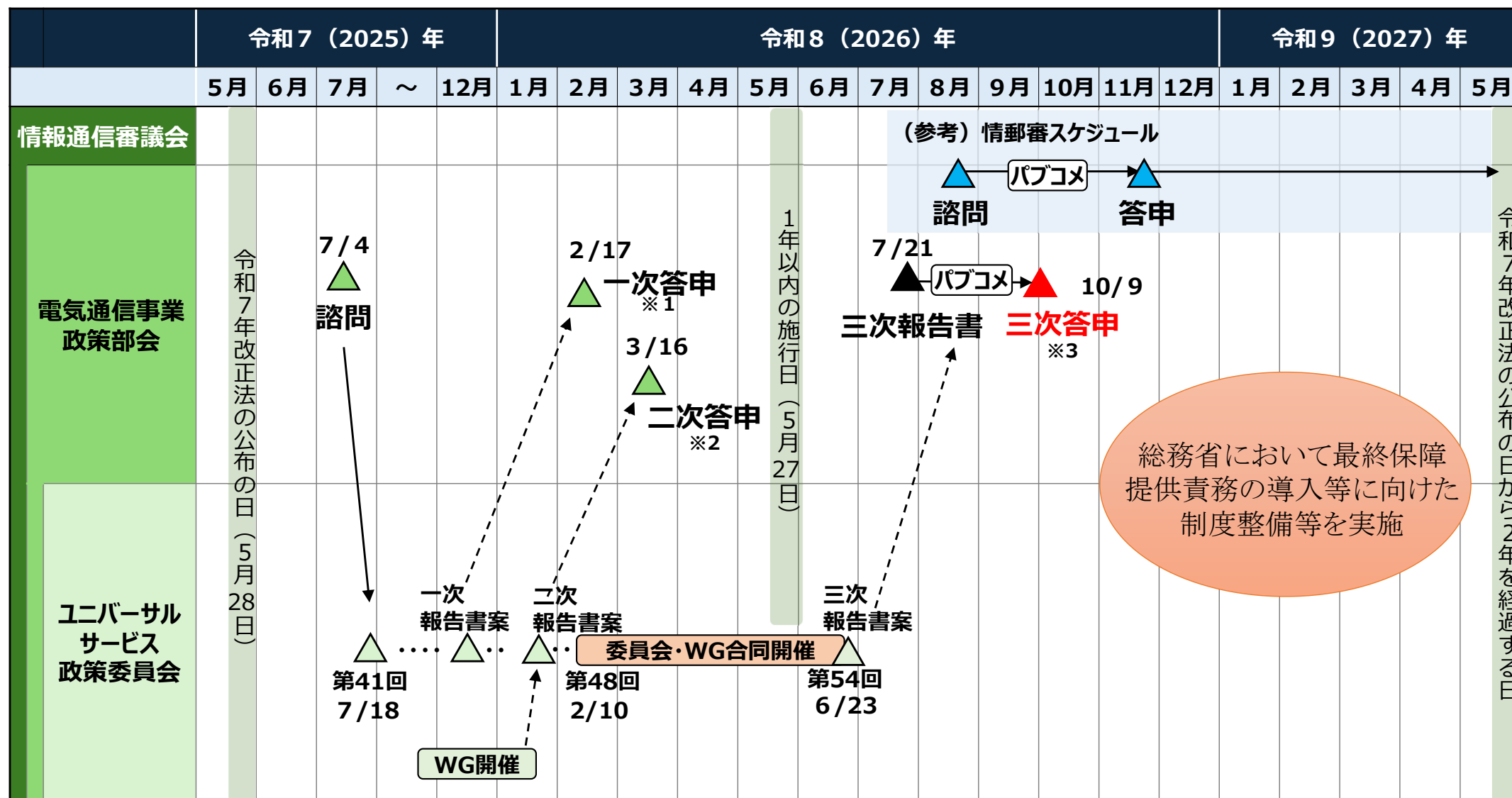
3. 新たなユニバーサルサービス制度に対応した交付金制度の在り方

(④最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法)

- 一次答申において、**最終保障提供責務の履行に伴って生じた赤字**については、「**必要十分かつ合理的な水準の額**」を交付金により補填することを基本として検討していくことが適当とした上で、①「**最終保障電気通信役務の提供に要する費用**」は、光ファイバ等の**整備費（減価償却費）と維持費を対象**とすることを基本に検討していくこと、②「**必要十分**」な水準として、最終保障提供責務の履行に実際に要した費用から実際に得られた収入を差し引いた額（**収入費用方式**）を基本とし、かつ、「**合理的な**」水準として、実際に要した費用の中に**非効率と認められるコストがあるときは**、当該コストを**控除できる仕組み**とすることを基本に検討していくことが適当であるとしたところ。
- **協力の対価**として近隣電気通信事業者に支払うべき具体的な金額について、一次答申では、最終保障電気通信事業者が最終保障電気通信役務の「提供に要する費用」として**交付金の算定対象**に含めつつ、交付金規模の肥大化につながらないよう、**合理的な水準であることを求める方向**で検討していくことが適当との方向性を示したところ。

考え方

- **制度対応コストの軽減を図る方向**で最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法を設計することが適当。
 - ① **新規設備**に相当する部分の費用については、義務として最終保障電気通信役務を提供するために光ファイバ等を新設したことにより実際に生じた費用であることから、当該**費用の全額**を第二種交付金の**原価として計上**することを認めることが適当。その際、**算定手続上の負担を軽減する観点**から、回線増や共用による**分計は実施せず**、実際に**構築に要したコスト全額を補填対象とする方向**で検討することが適当。
 - ② **既存設備**に相当する部分の費用について、第二種適格電気通信事業者において最終保障電気通信役務の提供に係る既存設備の設備量等を個別に把握する必要がなくなるため**手続上の負担の軽減**が図られるほか、「モデル上の費用」は、**区域ごとの特性を反映**してブロードバンドサービスの維持に要する費用を**合理的な手法により計算**したものであることから、「**最終保障電気通信役務の提供場所のモデル上の費用と同額とみなす方法**」とすることが適当。
- 最終保障電気通信役務としての**提供が終了した場合**でも、責務として提供を開始したものであることを踏まえ、その提供に要する費用については、**新設設備の減価償却費相当額**など、**責務としての提供が継続していたならば通常補填される範囲内**で、**一定の期間継続して第二種交付金の算定対象とすることが適当**。
- 最終保障電気通信事業者が支払う「**協力の対価**」については、最終保障電気通信役務の提供に要する費用として第二種交付金の**算定対象としつつ**、協力として想定される内容が個別具体的であることや協力の対価を含む協定等の細目については当事者間の協議に委ねることを基本としていることから、「協力の対価」に対応した**個別の算定方法は規定しないこと**とすることが適当。その上で、**交付金規模の適正性を確保**するため、最終保障電気通信事業者において、「協力の対価」として第二種交付金の原価として算定した額が、**自ら設備を設置するとした場合**に要すると見込まれる費用の額**よりも少ないことを疎明**する等の方策をあわせて検討することが適当。
- 最終保障電気通信役務の提供に要する新規設備及び既存設備に係る**原価算定等の妥当性**について判断することは困難であることから、制度**施行後**において、**サンプリング調査等**により、原価の算定方法等の妥当性を**検証する仕組み**を検討することが適当。



- ※1 最終保障提供責務の導入等に向けて速やかに対応が必要なもの 2026年2月17日
- ※2 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法、災害時用公衆電話の補填の開始に係るもの、BBユニバに関し3年後検討を待たず速やかに検討すべきもの（支援区域の指定理由の公表等） 2026年3月16日
- ※3 最終保障提供責務の導入等に向けて対応が必要なもの・令和4年改正法の施行後3年の施行状況等に関するもの 2026年10月9日